

総務大臣 高市 早苗 様

平成27年9月関東・東北豪雨災害に係る
特別交付税に関する要望書

平成27年12月10日

栃木県

平成27年9月関東・東北豪雨災害では、数十年に一度の降雨量となる「特別警報」が県全域に発令され、土砂崩れや河川のはん濫、浸水が各地で発生し、死者3名、負傷者5名の人的被害のほか、住家被害は全壊24棟を含め6,000棟を超えるなど、県域広範にわたり甚大な被害が発生しました。

この災害により、河川、道路、砂防等の公共土木施設、農地、農業用施設、林道等の農林業施設、社会福祉施設、学校等の文教施設等に被害が及ぶとともに、膨大な災害廃棄物が発生するなど、被害は極めて深刻なものとなっております。

政府においては、農地等の災害復旧事業に対して激甚災害に指定するとともに、河川、道路等の復旧事業の早期着手に向けた速やかな災害査定の実施や被災農家への支援など、その迅速かつ柔軟な対応に感謝申し上げます。

現在、県及び市町では、被災者の支援や各種インフラの復旧等に全力をあげて取り組んでいるところですが、緊急を要し欠かすことができない財政需要が多額に上っております。

つきましては、被災地域の早期復旧や被災者支援など、必要な財政需要に的確に対応できるよう、特別交付税の措置について特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

平成27年12月10日

栃木県知事 福田 富一

栃木県市長会長 佐藤 栄一

栃木県町村会長 古口 達也